様式第１号

指定管理者指定申請書

令和 ８ 年 ８ 月１０日

佐賀県知事　　様

（申請者）

住　　所　佐賀県唐津市栄町２５８８番地１１

団 体 名　一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

代表者氏名　理事長　　平 尾　　健

電　　話　０９５５-７４-７７６８

地方自治法第２４４条の２第３項及び佐賀県解放会館条例第５条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定管理者として管理を行おうとする施設の名称：佐賀県解放会館

〈添付書類〉

○事業計画書（総括票）（様式第２号）
　１　施設の設置目的の確実な実施に関する事項（様式第２－１号①～⑥）
　２　施設の平等利用の確保に関する事項（様式第２－２号①）
　３　施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項（様式第２－３号①～⑥）
　４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項（様式第２－４号①～⑪）
　５　提案型事業提案書（様式任意）
○団体の概要（様式第３－１号）
○誓約書（様式第３－２号）
○定款、寄付行為又はこれらに類する書類
○法人にあっては登記簿謄本（３か月以内に取得したもの）、その他の団体等にあっては、法人登記簿謄本の記載事項を明らかにする書類（様式任意）
○役員の名簿及び履歴書
○直近２ヵ年間の
　（ａ）営業（事業）報告書、又はこれに類する書類
　（ｂ）損益計算書、又はこれに類する書類
　（ｃ）貸借対照表、又はこれに類する書類
○納税を証明する資料

様式第２号

事業計画書（総括票）

施 設 名：佐賀県解放会館
提案者名：一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

管理運営の基本方針	私たち佐賀県部落解放推進協議会（以下、当協議会と示す）は、会館の施設・設備を効果的に活用しながら、多くの来館者が交流し、部落差別（同和問題）等をはじめとする人権問題について学ぶ場を提供します。人権意識を高め、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた、啓発活動に積極的に取り組みます。
管理運営を希望する目的及び理由	情報化の進展に伴い、差別の状況はその形態を変え、インターネットによる差別の拡散が深刻な問題となっています。そのような状況を受けて「佐賀県人権条例が制定されてから３年が経過し、これまで以上に市町や関係機関と連携を強化しながら、人権施策を推進していく重要な５年間となると考えます。 当協議会は、佐賀県解放会館の指定管理者として５回の受託を受け、２１年間管理運営に携わってきました。その間に培ったノウハウや県や市町、関係団体と連携を図り、これらのネットワークを駆使しながら、確実に実績を積み上げて来たと自負しています。 さらに、「開かれた会館」として地域とつながり、「正しく知る・考える・行動する」ために学び、交流する場として、幅広い利用者に親しまれるための管理運営を目指します。とりわけ部落差別（同和問題）に関し、県民の理解と認識を深め、その解決を図り、あらゆる差別を解消するための拠点として寄与していきます。 よって、引き続き指定管理者として管理・運営にあたることを希望します。

主催事業等の実施計画

実施を予定している主な事業（＊は新規事業）

（１）管理受託に関すること：「学び・交流のための施設の最大活用」

事業名	事業の目的・概要	予算額（千円）
会議室等の貸出	・人権・同和問題に関する講演会・研修会・並びに会議、多様な学び・交流を生む諸活動等の場の提供。	0
ニーズに応じた学びの環境整備	・気軽に立ち寄り、人権・同和問題にふれ、関心を高めることができる場づくり（ホール） ・深く学ぶための書籍・資料・DVDが閲覧・視聴できる場の提供（学習室）	0
書籍・DVD等の貸出	・人権・同和問題に関する書籍・資料・DVDの貸出。	0
ホームページ等による啓発・広報	・自主事業の研修会等の案内、及び内容の紹介。 ・会議室利用案内・申し込み・利用状況・利用者の声と改善状況等	６０
「もっと近くに解放会館」事業	・学び・交流を広げる場として新規利用の拡大を図る「ハートフル・デー　in りぶず」＊(年２回) 「りぶずで始めよう！」一般利用者誘致＊	８０

（２）啓発に関すること（自主事業）※会費より支出

事業名	事業の目的・概要	予算額（千円）
同和問題研修会	・県民、市町職員、県・市・町議員対象の主催講演会の開催（３回）	0
出前講座	・市町講座（１４回）・地区別研修講座（７回）の実施 ・園・学校、企業＊等からの受託研修講座の実施 ・絵本等の読み語り活動	0
啓発協力員研修	・地区別研修会の充実、及び啓発協力員の指導力向上にむけた研修＊の設定	0
人権・同和問題に係るミニ講座	・一般利用団体への人権・同和問題に係るミニ講座＊の提供	0

相談事業	・人権・同和問題に係る相談 ・人権・同和問題に係る研修や参考資料活用支援*	0
連携事業	・関係団体との連携による各種事業 ・啓発映画上映会の開催*（年2回）	20
モニタリング	・ネット上の人権・同和問題に係るモニタリング*	0

施設の運営計画

1　開閉館日・時間等

○　開館時間　８：３０～１７：１５

○　閉館予定日　　土・日・祝日，年末年始

※　閉館予定日・時間においても、利用予約を優先し、法規定の範囲内で対応。

2　当施設を活用した来館者サービス等

○　書籍・資料等の閲覧・DVD 視聴の場の提供

○　人権・同和問題に係る研修づくりの支援

○　一般利用者へのミニ講座の提供

○　パンフレット・冊子等の展示、及び無料配布

○　会館利用者への啓発グッズの無料配布

3　人員配置計画（概要）＊調査啓発員の報酬額は、会費により支出

役職	人数	１人当たり年間の報酬額（千円）	備考（資格・職種等があれば記載）
事務局長（館長）	1	[redacted]	
事務局員	1		
事務局補助員	1		
調査啓発員	1		

施設の収支計画

4　指定期間中の収支予定額（単位：千円）

項目		R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
収入の部		20,625	20,630	20,635	20,640	20,645
	県委託料	20,038	20,038	20,038	20,038	20,038
	事業収入	111	116	121	126	131
支出の部		20,625	20,630	20,635	20,640	20,645
収支差額		0	0	0	0	0

注）「県委託料」欄は、県からの交付を希望する委託金額を記入のこと。

その他特記事項

※利用料の改定

消費税１０％に対応した適切な利用料金設定を行い、近隣公共施設と比較・検討し、安価であることをアピールできるようにする。※別紙①を参照

①　利用者数目標（有料・無料含む）２，０００名 事業収入目標１１１，０００円

②　午前（3時間）・午後（4時間）の利用料設定から、1時間当たりの設定へ

③　２０１４年（消費税8%導入時）以来の見直しへ

④　冷暖房費は、受益者負担の原則に基づき、電気料金の値上がりに対応できるように設定する。無料貸室利用の場合もお支払いいただく。

⑤　人権・同和問題に係る行事等については、安価にして利用しやすくする。

⑥　一般の利用であっても、人権・同和問題に係るミニ講座の受講により、人権・同和問題に係る利用と認める。

様式第２－１号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

１　施設の設置目的の確実な実施に関する事項

①　管理運営の基本方針について

１．経営理念

当協議会は、これまで培ってきた人権啓発の知見とネットワークを基盤に、「すべての県民が互いの人権を認め合い、支え合う社会の実現に寄与すること」を経営理念とします。県民が安心して集い、対話が生まれる「開かれた学びと交流の場」として会館を運営します。人権・同和問題について正しく学び、考え、行動するための機会を提供し、利用者満足度を向上させ、地域との新たな交流を生み出すことで、地域振興や交流人口の拡大につなげます。

２．管理運営方針（３本柱）

(1) 人権・同和問題について学ぶ場の提供
(2) 利用者の満足度向上と施設利用者の拡大
(3) 財務運営の健全化

３．アクションプラン（５つの重点施策）

３つの管理運営方針を受けて、アクションプラン（５つの重点施策）として取り組みます。

(1) ①連携強化による研修会の充実	• 市町との連携による県民・行政職員・議員を対象とした講演会・研修会の充実 • 市町との連携による市町講座・地区別研修講座の計画的な実施 • こども園・学校・企業等との連携による研修会・出前講座の拡大 • インターネット上の差別問題への対応、及び啓発
(1) ②啓発体制の強化	• 啓発協力員育成による地区別研修会の充実と全県的な啓発体制の強化
(2) ①利用者の満足度向上に向けた工夫	• ニーズに応じた学びの環境整備 • より分かりやすい料金表示とオンライン予約への改善 • アンケート等を生かしたＰＤＣＡによる改善
(2) ②施設利用者拡大に向けた工夫	• ホームページや広報媒体を活用した情報発信 • 「もっと近くに解放会館事業」（イベント開催、サークル活動・研修会等誘致）
(3) 財務運営の健全化	• コスト削減と利用料やイベント収益等により生み出したゆとり財源の効果的な活用 • 関係団体との連携・協働による啓発事業の充実

様式第２－１号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

１　施設の設置目的の確実な実施に関する事項

②　管理運営を希望する目的・理由について

１．部落差別（同和問題）の現状から

部落差別（同和問題）は、自由と平等という人類普遍の原理に関わる問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関する重要な課題です。

国や自治体は、特別措置法に基づき33年間にわたり同和対策事業を進め、生活環境など物的面では一定の改善が見られました。しかし、法失効後も差別は残り、特にインターネット上での誹謗中傷や牽し行為など新たな差別が深刻化しています。

これらの状況を踏まえ、平成２８年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別が依然として存在し、その解消が国・自治体の責務であることが明確に示されました。

佐賀県でも、行政窓口への差別的問い合わせ、ネット上での「部落探訪」や「地名総鑑」出品などの事象が発生し、いじめ・暴力・虐待など人権課題も続いています。令和５年には「佐賀県人権条例」が制定され、県は市町や関係機関と連携し、啓発・教育の充実に向けた取組を進めてきました。今後は、さらに県民の理解と認識を高める取り組みが求められています。

２．目的

当法人は、佐賀県解放会館の機能を最大限に活用し、「同和問題に関する県民の理解と認識を深め、その解決を図り、県民福祉の向上に資すること」 を目的とします。佐賀県人権施策基本方針に沿って、議員、県・市町職員、県民を対象とした研修会・出前講座を開催し、啓発事業の充実に向けて取り組んできました。今後は、人権･同和問題に関心が薄かった年齢層へと対象を広げるとともに、時代と共に変わっていく差別のあり様にも認識を深め、解消に向けて一人ひとりが行動できるよう、啓発を力強く進めていかねばなりません。

そのためには、県の施設である佐賀県解放会館を拠点とする必要があります。まずは所在地である近隣の地域において、多くの人が気軽に集い、学び、交流できる場として認知され、繰り返し利用していただく中で、同和問題をはじめとする人権問題について、知って、考えて、行動できるよう意識を高めていきたいと考えています。唐津の地から全県に広げていけるよう、地域とつながりながら、本施設を最大限に生かしていきます。

３．理由（選定されるべき根拠）

当法人は、前身である社団法人佐賀県部落解放推進協議会より２０１３年（平成２５年）に移行し、これまで４７年間（２６年間の管理受託・２１年間の指定管理）会館の管理維持に努め、県、市町及び関係団体と緊密かつ適正な連携を図りながら、啓発事業を担ってきました。県民の理解と認識の向上にむけて、一定の成果を上げてきたと自負しています。

これらの経験を通して蓄積されたノウハウと強固なネットワークは、当法人の最大の強みです。今後、さらに県や市町、関係団体と連携を強化しつつ、「開かれた会館」として地域とつながり、県民が「正しく知る・考える・行動する」ための学びと交流の場を拡大し、提供していくことができるのは、これまでの実績と専門性を備えた当法人であると考えています。

以上の理由から、引き続き会館運営を担当させていただくことを心より希望いたします。

様式第２－１号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

１　施設の設置目的の確実な実施に関する事項

③　管理運営にあたっての地元雇用や県内発注について

１．職員等の雇用についての考え方（原則　県内雇用１００％）

当法人は、県内雇用の促進に貢献するため、地元ハローワークや退職校長会・退職公務員会等を通じて人材募集を行い、優秀な人材の確保に努めます。

具体的には、人権・同和教育に理解があり、佐賀県・市町・関係団体と連携しながら会館運営と啓発事業を推進できる人材です。教員免許、防火管理者、簿記などの専門資格保有者や経験者を優先しますが、最も重視したいのは「誠実さ」と「協調性」です。

県内在住者、または県外在住でも県出身者を優先し、県内雇用100％を維持していきます。

現職員は全員唐津市在住で、緊急時にも迅速に対応できる体制を整えています。さらに、部落解放同盟佐賀県連合会や佐賀部落解放研究所とも良好な関係を築き、協働しながら運営に取り組むことができています。

今後も、会館運営・啓発業務のノウハウを有する現職員が併任し、安定した運営ができるよう希望します。

２．清掃業務等の業務委託についての業者選定の考え方（原則　県内業者１００％）

清掃・設備管理等の委託業者は、以下の基準に基づき、地元業者を優先に選定します。

（１）　信頼性が高く、誠実な業務を行う業者

（２）　緊急時に迅速に対応できる業者

（３）　会館の設置目的・構造を理解し、適切に対応できる業者

（４）　行事日程に応じて柔軟に対応できる業者

複数業者から見積を取り、内容・料金を比較検討したうえで発注します。 長年取引のある業者であっても、サービス品質維持のため随時見直しを行います。

３．管理運営に必要な物品等の調達についての考え方（原則　県内業者１００％）

（１）　管理運営に必要な物品は、地元業者を優先し、迅速な納入が可能な業者へ発注します。

（２）　安価で良質な物品を確保するため、量販店での購入やインターネット購入も併用します。

（３）　物品購入は計画的に行い、在庫は最小限に抑えます。

４．その他

会館運営に関わるすべての業務において、地域との協働、迅速な対応、利用者サービスの向上を最優先し、持続可能な運営体制を確立します。

様式第２－１号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

１　施設の設置目的の確実な実施に関する事項

④　他団体等との連携等について

１．基本方針（人権発信拠点としての機能確立）

当団体は、佐賀県解放会館の機能を最大限に生かすため、行政や教育機関、企業等との連携を強化し、県内の人権・同和教育の拠点としての機能を高めます。県民の日常に根ざした人権を尊重する社会の実現を目指します。

２．具体的な連携策

（１）関連団体との連携

関連３団体と連携し、啓発事業の充実を図ります。また、それぞれが開催する研修会等への参加を通じて、個々の人権意識の向上に努めます。

（２）関係行政機関との連携（全県的アプローチ）

① 佐賀県所管課との連携

必要に応じて、所管課への報告・連絡・相談しながら、より適切な会館運営を行います。

② 県内20市町担当課との連携

市町担当課と連絡・調整しながら、研修会や出前講座を実施します。８市から推薦された啓発協力員には、教材研究や事前打合せ等を経て、研修会運営に携わっていただきます。これらを通じて、市町における啓発活動推進に向けた指導力の向上につなげていきます。

（３）子ども園・学校・企業等との連携

① 県内の子ども園や小・中・高校との連携

県内の子ども園や小・中・高校の求めに応じて、研修会や出前講座を設定します。また、会館における子ども達に向けた移動教室の受け入れや、図書・映像資料の貸出を通じて、人権教育の充実に向けて支援します。

② 佐賀地区同和問題７社協議会をはじめとする民間企業との連携

企業との関係づくりに取り組みます。その上で「ビジネスと人権」やハラスメント対策など、ニーズに応じた研修の場を提供する準備を進めます。まずは、近隣の企業や事業所と信頼関係を構築し、イベント開催に向けての協力要請や受託研修の実施へとつなげていきます。

（４）地域社会・住民との連携（開かれた会館づくり）

地元自治会、校区コミュニティの力を借りながら、研修会やイベントへの開催、駐車場の確保に努めます。地域との信頼関係を築き、「地域に愛される施設」としての基盤づくりを強化します。

様式第２－１号

団体名_一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

１　施設の設置目的の確実な実施に関する事項

⑤　事業計画について

１．主催啓発事業の実施（設置目的の確実な達成）

（１）県民・行政職員・議会議員を対象とした講演会・研修

① 同和問題県民対象研修会（７月下旬）
② 同和問題集中講座（１０月中旬）
③ 差別の現実に学ぶ研修会（１１月中旬）

（２） 啓発協力員の育成（６月・１２月・３月）

同和問題地区別研修講座を共に運営していただくことで、市町における啓発推進に必要な力を伸ばします。

① 教材選択や研修運営を学ぶ事前研修
② 研修の振り返りや市町での啓発活動向上に向けた意見交換

（３） 出前講座、及び人権教育に係る研修支援

県内の市町・学校・企業等の求めに応じて、出前講座を実施し、研修支援を行います。

① 市町講座（１４市町／９～１２月）
② 地区別研修講座（７地区／１～２月）
③ 学校・企業・事業所への出前講座（随時）
④ 子ども園への絵本読み語り（市町講座と同日）

２．啓発資料の提供（随時）

啓発月間・週間（８月・１２月）を中心に、研修に必要な資料を提供します。

① 書籍・ＤＶＤの貸出
② 一般利用者へのミニ講座の実施
③ ＤＶＤの放映、パネル・ポスター・資料の展示
④ 啓発パンフレット・グッズの配付

３．ホームページによる啓発（随時）

① 啓発事業の広報
② 会館の利用案内
③ 講演会・研修会の案内・報告・資料提供
④ 法務局・県人権啓発センター等の資料へのリンク掲載

４．相談体制の充実（随時）

現控室を相談室とし、一般利用者と動線を分け、安心できる環境を整えます。
必要に応じて関係機関と連携し、支援につなげます。

３．利用者拡大のための事業

「開かれた学びと交流の場」にするために、「もっと近くに解放会館」事業として、利用者の拡大を図ります。

① ハートフル・デー in りぶず（年2回／８月・１２月）
② サークル活動や会議・研修会の誘致
③ 啓発映画上映会（年2回／８月・１２月）：関係団体との連携による開催
④ 人権･同和問題に係るミニ講座：一般利用者への啓発　随時

様式第２－１号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

１　施設の設置目的の確実な実施に関する事項

⑥　収入・支出について

（１）収入計画

（単位：千円）

区　分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
事業収入（受取施設利用料）		**111**	**116**	**121**	**126**	**131**
その他の収入		**476**	**476**	**476**	**476**	**476**
（内訳）	負担金収入（団体光熱水費）	370	370	370	370	370
	受取民間助成金（原子力給付金）	78	78	78	78	78
	受取利息等	28	28	28	28	28
県委託料		**20,038**	**20,038**	**20,038**	**20,038**	**20,038**
合　計		**20,625**	**20,630**	**20,635**	**20,640**	**20,645**

（２）その他の収入の使用方法

全て事業費として活用します。

様式第２－１号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

１　施設の設置目的の確実な実施に関する事項

⑥　収入・支出について

（３）　支出計画

（単位：千円）

区　分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
人件費		**13,260**	**13,330**	**13,330**	**13,330**	**13,330**
（内訳）	常勤職員	[redacted]				
	非常勤職員					
事業費		**300**	**300**	**300**	**300**	**300**
	広告宣伝費	300	300	300	300	300
施設維持管理費		**7,065**	**7,000**	**7,005**	**7,010**	**7,015**
（内訳）	物件費（運営費）	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027
	物件費（維持費）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	委託費	2,911	2,911	2,911	2,911	2,911
	修繕費	427	362	367	372	377
	減価償却費	0	0	0	0	0
	租税公課	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
合　計		**20,625**	**20,630**	**20,635**	**20,640**	**20,645**

様式第２－２号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

２　施設の平等利用の確保に関する事項

①　公平な利用計画について

１．公平・公正な利用の確保（基本方針）

本会館は、部落差別（同和問題）および人権問題に関する県民の理解と認識を深めるための「公の施設」です。すべての県民に開かれた場として、公平・公正な利用機会を確保し、設置目的に反する利用を未然に防ぐ体制を整えます。

(1) 機会の平等性の徹底

利用受付は 先着順を原則とし、特定の利用者が特定の曜日・時間帯を長期間占有しないよう、予約可能期間・コマ数に上限を設け、公平性を維持します。

(2) 条例・規則の遵守

「佐賀県公の施設における指定管理者の管理に関する条例」および会館利用承認規則に基づき、 客観的審査 を行います。

(3) 重複申込時の優先順位

申し込み順を原則とし、人権・同和教育関係行事を優先します。

２．ホームページを活用した「開かれた利用受付体制」

ネット予約システムにより、県民サービスの向上と利便性の最大化を図ります。

(1) ２４時間対応の予約システム

スマートフォン・パソコンにより、いつでもどこからでも仮予約が可能とし、利用者の手続きの負担を大幅に軽減します。会議室の予約状況を見ながら、より簡単に予約できるよう改善を図っていきます。

(2) 窓口即応体制の強化

どのスタッフでも予約承認・システム操作・料金徴収ができる体制を整え、当日利用や急な変更にも迅速に対応し、「待たせない窓口サービス」 を実現します。

３．設置趣旨を逸脱する利用への水際対策

公平性を確保しつつ、会館の秩序と設置目的を守るため、利用申請時に利用目的の確認を行います。
以下に該当する場合は、条例に基づき利用をお断りします。

(1)不承認・取消基準（明確化）

① 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき
② 暴力団等、暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になるとき
③ 特定の政治的結社の活動、または特定宗教の教義広報・儀式・行事を主目的とするとき
④ 営利目的の商品販売や、マルチ商法等の不適切な勧誘行為が疑われるとき
⑤ 会館の設置目的（人権問題への理解促進）に著しく反し、管理運営上支障があると認められるとき

様式第２－３号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

３　施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

①　施設管理の効率化及び管理経費の縮減について

１　目的

光熱水費の削減、事務作業の効率化、利用者サービス向上を総合的に推進し、持続可能な施設運営体制を確立します。

２　基本方針

（１）　コストの最適化　（２）業務プロセスの効率化　（３）施設の有効活用と人員の配置の最適化

３　取組内容

（１）　コストの最適化

①　光熱水費の削減

- LED 化、空調の適正運転による省エネに取り組みます。
- 予約状況と連動した空調管理を徹底します。
- 電気使用量のデータをもとに、契約プランの見直しをします。

②　修繕相談業務の効率化

- 修繕相談窓口を一元化することで、効率化を図ります。
- 修繕履歴をもとにした計画的に修繕することで、過度な修繕費の増大を防ぎます。
- 緊急を要する修繕については、県と相談しながら、迅速に対応します。

（２）　業務プロセスの効率化

①　事務プロセスのデジタル化

- 申請書・アンケートのオンライン化をすすめ、集約・分析の効率化を図ります。
- 利用状況・修繕履歴・光熱費の一体管理により、計画的に予算を執行しつつ、適切に改善を図ります。

（３）　施設の有効活用と人員配置の最適化

①　施設の有効活用

- 控室（和室）の活用
 利用者とは別の動線により安心して相談できる場所として現控室を活用します。
 相談は予約制とし、予約が入っていない場合は多目的スペースとして利用していただきます。
- 現相談室の小会議室としての活用
 現相談室は、小会議室と名称を変更し、「少人数での利用」のための会議室として目的を明確化し、多くの方に利用していただきます。
- 玄関ホールの有効活用
 気軽に人権・同和問題について学べるよう啓発パネル等の展示をします。強化月間等には特設展示を設置し、来館者の意識を高めます。
 図書閲覧・学習スペース、DVD 視聴スペース、対話スペースでニーズに応じて利用できる工夫をします。

②　人員配置の最適化

- 業務カバー体制の構築
- 時差勤務等による夜間・休日対応の効率化

４　推進体制

関係部署と連携し、年度ごとに取組状況を点検し、必要に応じて方針を見直していきます。

様式第２－３号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

３　施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

②　利用者ニーズに配慮した管理運営について

１　目的

多様な利用者の声や行動特性を把握し、施設運営に反映することで、安心して利用できる環境を整備し、利用者満足度の向上を図ります。

２　基本方針

（１）　利用者の視点に立った運営の徹底
（２）　多様性への配慮と人権尊重
（３）　利用者の声を反映した改善

３　取組内容

（１）利用者ニーズの把握

- アンケート、相談記録、利用統計によるニーズの定期的把握
- 高齢者、子ども、障害のある方、外国人等、多様な利用者の特性を踏まえた意見収集
- 苦情・要望の受付体制の明確化と迅速な対応

（２）利用環境の改善

- バリアフリー、案内表示等による利用しやすい環境整備
- 利用者の行動特性に応じた空間配置（休憩・相談スペース等）の最適化
- 安全確保のための設備点検と危機管理体制の強化

（３）サービスの向上

- 利用目的に応じた柔軟な利用支援（相談対応、学習支援、交流促進）
- 接遇向上に向けた職員研修の実施
- 多様な利用者が参加しやすい事業企画の推進

（４）利用者の声を反映した改善

- アンケート結果・相談内容の分析による改善策の反映
- 利用者意見を踏まえた事業内容・運営方法の見直し
- 利用者満足度をKPIとして設定

（５）利用料金の改定、より分かりやすい表示へ

２０１４年消費税８％導入時に改定して以来、利用者のさらなる減少を招いてしまうのではないかという懸念から、利用料金の改定を見送ってきました。

「短時間利用の場合は利用料金が高くなる」「利用料金の表示がわかりにくい」という利用者の声を受けて、利用料金を見直し、表示の仕方の検討を行うこととしました。

具体的には、近隣公共施設に合わせて、午前・午後の設定から１時間ごとの設定とし、と比較・検討しやすくすることで、安価であることをアピールできるようにします。※別紙①を参照

冷暖房費は、受益者負担の原則に基づき、電気料金の値上がりに対応できるように、これまで通り別料金として設定し、無料貸室利用の場合もお支払いいただくこととします。

本館の設置目的を受けて、人権･同和問題に係る利用については、一般利用の半額料金とし、利用しやすくします。

また、一般の利用であっても、ミニ講座の受講により、人権･同和問題に係る利用と認め、利用しやすい料金とします。ミニ講座をきっかけに、広く人権･同和問題への理解を深めていけるようにします。

様式第２－３号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

３　施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

②　利者ニーズに配慮した管理運営について

４　推進体制

施設管理担当課を中心に関係部署・指定管理者と連携し、利用者ニーズに基づく改善を継続的に推進します。

【開館時間について】

○　開館時間　８：３０～１７：１５

○　閉館予定日　　土・日・祝日，年末年始

※　閉館予定日・時間においても、会館利用者の要望、意向を優先に考え、柔軟に対応いたします。利用者のニーズを最優先とし、土・日曜、祝日、夜間の会議室使用も可能とします。

※　原則２名の職員が対応します。スライド勤務（時差出勤・勤務振替等）により、職員の安全・安心を守りつつ、対応できる体制を整えます。

様式第２－３号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

３　施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

③　利用者増加のための計画について

本会館の利用者拡大と県民の人権意識向上を図るため、まずは所在地である唐津市において、より多くの人達に利用してもらえるよう取り組みます。利用者増加を人権意識のアップデートにつなげ、全県下に広げていきます。

地域の特性を踏まえて、イベント開催そのものを広報ツールと位置づけ、さらに「確実に届くアナログ広報」と「低コストで拡散力の高いデジタル広報」を組み合わせながら、認知度アップを目指します。

１．イベント開催による認知度向上

- 定期的にイベントを開催し、認知度アップをねらいます。イベントは、参加型とし、近隣の子ども園・学校・児童クラブ・介護施設等を訪問して、参加依頼をします。まずは、一定数参加していただくことで、広報ツールとしての役割を担っていただきます。
- 参加者には、パンフレット・啓発グッズを配布します。また、イベントの様子の写真や参加者の声をＨＰで紹介することで、閲覧数増加や利用拡大につなげていきます。
- イベントを交流・学びの場として充実させ、個々の口コミやＳＮＳ発信により、利用者拡大を目指します。

２．ホームページを活用した広報、及び啓発

- ＨＰで研修会・イベント開催に向けての告知をします。開催後は参加者の様子や感想等をお知らせし、より多くの人に閲覧してもらえるようにします。
- 人権･同和問題に係る学習や研修担当者が検索しやすいキーワードを見出しとし、ＨＰへの流入を増やします。
- 参加者の感想やアンケート結果。改善に向けての取組等をお知らせすることで、より関心を高めていきます。
- ミニ講座集をはじめとする部落問題・人権問題に係る啓発資料を配信することで、より多くの関心を高めていきます。

３．地域コミュニティと連動したアナログ広報

(1) 回覧板・自治会報との連携

- 市町の主管課、公民館に依頼して、市報に掲載してもらったり、 回覧板にチラシを挟み込んでもらったりすることで高齢者を含めた地域住民へ確実に情報を届けます。

(2) 公共施設・近隣施設への掲示

- 県内公共施設に親しみやすいデザインのポスター・チラシを掲示します。

４．ビジネス層・現役世代への広報

- サークル活動等で来館される一般利用者にも、ミニ講座をきっかけに関心を高めることで、人権学習のための活用を促し、現役世代への認知拡大を図ります。

５．メディア活用による広報

- 地元メディアへ 社会的意義を明記したプレスリリースにより、取材を求めます。
 (ハートフル・デーin りぶず・映画上映会など)
- 報道を通じて県民への認知度向上と来館促進を図ります。

様式第２－３号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

３　施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

④　利用者意見の反映について

本会館の運営においては、県民サービスの質を継続的に高めるため、利用者の声を確実に改善へつなげる双方向型ＰＤＣＡサイクルを確立します。 また、苦情やトラブル発生時には、感情的にこじれることを防ぎ、佐賀県の信用を損なわないよう、迅速・誠実な苦情対応体制を整備します。

１．利用者アンケートの実施とＰＤＣＡ

(1) ハイブリッド型アンケートで回収率向上

- 紙（意見箱）とQRコードによるオンライン回答を併用し、誰でも回答しやすい仕組みを整えます。
- 主催事業（講演会、市町講座、地区別講座）は、全件回収を徹底します。

(2) 集計・分析と改善の即時反映

- 半期ごとにアンケートの結果をもとに、会館運営会議で課題を分析します。
- 設備・清掃・接遇などの指摘については、即時に改善します。
- 改善内容はＨＰで公開し、運営の透明性を高めます。

２．苦情・要望への迅速対応

- 苦情処理フローを整備し、誠実かつ迅速に対応します。
- 初期対応の遅れによる二次クレーム化を防ぐため、 事案発覚から３０分以内の館長報告・初期対応を徹底します。

３．潜在的苦情の早期発見

- 清掃のわずかな不十分さや設備の使いづらさ、スタッフの表情など、利用者が言語化しない不満を早期に察知するため、館長による月１回の「利用者目線パトロール」を実施します。
- 利用者とのコミュニケーションを通して、苦情が顕在化する前に改善を図り、安全で、気持ちよく利用できる施設環境を維持します。

当団体は、利用者からいただくすべての声を「会館をより良くするための貴重な財産」と捉え、県民に寄り添い、信頼される会館運営を継続していきます。

様式第２－３号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

３　施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

⑤　これまでにない新たな視点や取組について

本会館の設置目的である「同和問題をはじめとする人権問題に関する理解促進」のために、本会館の認知度アップと利用拡大を目指します。そのために、所在地近辺の地域やこども園・学校・児童クラブ・介護施設・企業等に応援をいただき、地域密着型の新規事業として、「もっと近くに解放会館」事業を展開します。いずれも低コスト・低負担で実施可能な現実的な事業とし、利用者層の拡大と人権意識の向上を同時に図ります。

１．「もっと近くに解放会館」事業の展開

(1) ハートフル・デー　in　りぶず

① ８月・１２月の人権月間・週間に合わせて、県民一人ひとりが人権･同和問題への理解と認識を深める機会を提供します。

② 「子ども・ファミリー層」「一般県民層」とターゲットを決めて構成し、全館を活用した体験・鑑賞を通して、学びのプログラムを展開します。

③ 公的な貸出教材や地域のボランティア・学校との連携を最大限に活用し、コストを極力抑えた手作り感のある地域密着・参加型啓発イベントとして実施します。

(2)「りぶずで始めよう！〇〇」

① 様々な趣味や活動を小グループで楽しみながら、交流を深める場を提供します。

② ＨＰにおける広報により、サークルとして活動するための支援をします。

③ 活動前の人権･同和問題に関する基礎知識を学べるミニ講座を提供します。

２．気軽に学べる人権･同和問題

(1) 人権･同和問題に係るミニ講座

① 一般利用者に対し、短時間で人権･同和問題に関する基礎知識を学べるミニ講座を実施します。

② 実践したミニ講座資料は、ミニ講座資料集として整備し、ＨＰで配信します。

【テーマ例】

・ＳＮＳと人権～投稿前の一呼吸～

・災害時の人権配慮～避難所で大切にしたいこと～

(2) 長期休み中の子ども向けミニ上映会

① 週１回、時間を限定して、ホールのＤＶＤ視聴コーナーで、短編動画を上映します。

② 人権・環境・LGBTQ+・貧困などをテーマとした親子で参加しやすい内容とします。

③ 回ごとにテーマを変えて実施します。

④ 参加者の年齢層に応じて、短編動画を選定します。

３．ゆるやかな居場所づくり

玄関ホールに、掲示ボードを利用して、「おしゃべりコーナー」「学習コーナー」「ＤＶＤ視聴コーナー」等を設置し、誰でも気軽に過ごしたり、静かに学習したりできる場を提供します。

様式第２－３号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

３　施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

⑥　施設の効用の最大化のための提案

１．学習効果の最大化

○　人権資料館の整備（佐賀部落解放研究所との連携）

学習室を被差別部落の歴史・解放運動史が学べる「人権資料館」として整備します。

研究所職員の協力を得て、学習室保管の資料等を整理して展示し、説明ボードを設置します。個人で学べる見学環境を整えます。

２．施設の多目的利用（県民が足を向ける仕組みづくり）

○　ミニ講座受講による人権・同和問題関連の利用料金での貸出

サークル活動や会議等での一般利用者に、ミニ講座受講をすすめます。ミニ講座受講により、人権・同和問題関連の利用団体と認め、該当の料金により会議室を提供します。それにより、多様な県民が集まる「学びと交流の場」づくりを推進します。

３．発信・啓発アプローチの刷新

○　ＨＰによるミニ講座集の発信

ハラスメント、ネット中傷、LGBTQ+など現代的テーマのミニ講座資料を発信し、より多くの関心を高めます。

４．組織・地域ネットワークの強化

○　構成自治体・団体との連携

会員である県・２０市町・３団体）と密に連携し、事業の質を高めます。

○　新任職員研修の定例化に向けてのアプローチ

各自治体・子ども園・学校・企業の新任研修として、人権･同和問題に係る研修を位置づけ、本館で実施することを提案します。安定した利用実績と確実な啓発効果につなげます。

『この施設が佐賀県にあるからこそ、差別が許されず、すべての県民の尊厳と命が守られている』と、県民が実感できるよう、佐賀県の施設としての存在価値を、明確な「数字」と「成果」で証明し続けます。

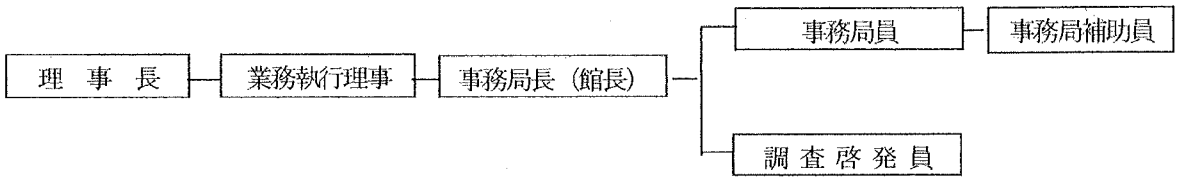
様式第２－４号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

①　組織及び人数配置について

（１）組織図



※　事務局長（館長）：１名、事務局員：１名、調査啓発員：１名、事務局補助員：１名　　計：４名

（２）職　員

所属（課名）	役職	職員数	常　勤	非常勤	担当事務内容	備考
一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会	事務局長	１人	１人	０人	事務局全般責任者	再任用職員
	事務局員	１人	１人	０人	経理・管理・啓発	嘱託職員
	調査啓発員	１人	０人	１人	調査・啓発	会計年度任用職員 月１６日勤務
	事務局 補助員	１人	０人	１人	事務局全般補助	日々雇用 週２日勤務
	合　計	４人	２人	２人		

※　調査啓発員の人件費は、一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会の会費より支出します。

（３）勤務体制

◎　週 休 日 ・・・・ 土・日・祝日・年末年始

◎　勤務時間 ・・・・ 午前８時３０分～午後５時１５分（休憩１２時００分～１３時００分）

◎　勤務体制 ・・・・ 出張・年休等により不在となる職員がいても、可能な限り２名体制が整えられるように調整します。
会議室使用の予約状況に応じて、土・日曜日の開館の際は交替勤務（１人以上勤務）夜間の開館は交代勤務（２名勤務）とし、勤務調整（スライド勤務・振替など）により週休２日の勤務体制を整えます。

◎　早出遅出は、管理運営に関し、その都度柔軟に対応します。

様式第２－４号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

②　専門職の確保と配置について

１．人材発掘の基本方針

佐賀県解放会館は、「同和問題に関し、県民の理解と認識を深めてその解決を図り、併せて県民福祉の向上に資する」ために設置されています。以上のことを踏まえ、利用者の人権尊重、安全確保、県・市町・関係団体、及び地域との連携を適切に推進するため、専門性とマネジメント能力を兼ね備えた人材を安定的に確保する必要があります。

特に館長には、人権問題への深い見識や民間・行政との交渉力、マネジメント力を備えた経営感覚を持つ人材を求めます。また、現場スタッフについても、専門性の高い技能を有する人材を多様なルートから発掘できる仕組みを整えていきます。

２．人材発掘・確保に向けた具体策

(1)　民間・行政・教員OB等の「プロフェッショナル人材」招聘

民間企業の経営企画・人事労務経験者・行政の人権同和施策・総務財務の経験者・学校の人権・同和教育の実践者を対象に、公募や人材バンク等を活用してスカウトします。

(2)　「人権啓発協力員（りぶずパートナー）」からの登用

協力員として活動した中で、ファシリテーション能力・地域連携力・実務適性が高い人材を、非常勤職員等として採用します。

(3)　次世代人材の育成

人権・同和啓発及び教育により、人権感覚が豊かな人材を育て、社会に送り出すことで、人権啓発の大切さを理解し、自ら携わる人材の育成につなげていきます。

３．次年度配置予定

	氏　名	所　属	免許等の名称及び経歴
資格を有する者	[redacted]	一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会	[redacted]

個々の専門性を生かしながら、同じ目標に向かって、チームとして協働できるメンバーです。
次年度も継続して、スタッフとして配置予定です。

様式第２－４号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

③　管理責任者の確保について

佐賀県解放会館は、「同和問題に関し、県民の理解と認識を深めてその解決を図り、併せて県民福祉の向上に資する」ために設置されています。以上のことを踏まえ、利用者の人権尊重、安全確保、県・市町・関係団体、及び地域との連携を適切に推進するため、 専門性とマネジメント能力を兼ね備えた人材を安定的に確保できるよう努めます。

１．基本方針

（１）人材要件の明確化

- 管理運営責任者に求める必須要件・望ましい要件を明確化し、募集要項に反映します。
- 人権尊重、危機管理、地域連携など、施設の特性に応じた能力を必須要件として位置づけます。

（２）多様な人材供給ルートの確保

- 行政経験者、教育・福祉・人権団体出身者、民間企業の管理職経験者など、多様な人材を対象とします。
- 地域の人権団体・NPO・退職校長会・退職公務員会等との連携により、人材発掘の機会を広げます。

（３）きめ細やかな業務の引継ぎ

- 業務の引継ぎを丁寧に、きめ細やかに行い、業務上滑らかに接続できるようにするための支援体制を整えます。

（４）働きやすい環境整備

- 過度な負担が集中しないよう、組織体制・役割分担を明確化します。
- 行政との相談体制を整備し、クレーム対応等の支援を行います。

（５）地域連携による人材育成

- 地域の学校・団体・行政との協働事業を通じて、人権課題に精通した人材を育成します。
- 地域の人権課題に関する情報共有の場を設け、管理職候補者の育成につなげます。

様式第２－４号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

4　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

④　職員の指導育成・研修体制について

1．人材育成の基本方針（クロス・トレーニング）

業務の属人化を排除し、誰が窓口・電話対応をしても同じ品質で県民を迎えられるよう、 全職員が主要業務を相互に学び合う「クロス・トレーニング」 を人材育成の中心に据えます。これにより以下の３点を実現します。

(1) マルチタスク型ワンチーム体制の確立
(2) 均一で高い接遇品質の維持
(3) 繁忙期・急な欠員時でも安定した運営

2．年間研修計画（4つの柱）

(1) 専門性の向上：人権･同和問題研修（年２回）
① 部落差別解消推進法の理念、歴史的背景、佐賀県の現状を体系的に学ぶ
② インターネット上の人権侵害など最新事例・判例をケーススタディで習得

(2) 実務能力の向上：クロス・トレーニング（随時）
① 予約システム操作、料金徴収、初期傾聴、広報発信など、主要業務を相互習得
② 新任職員の集中研修とフォロー体制（随時）

(3) サービス品質の向上：接遇研修（年１回）
挨拶、言葉遣い、クレーム初期対応、合理的配慮など、ソフト面の品質向上

(4) 危機管理能力の向上：防災・防犯・救命訓練（年２回）
① 火災・地震時の避難誘導訓練不審者対応訓練（警察署との連携）
② ＡＥＤを用いた救命講習（消防署と連携）

3．育成効果の検証とモチベーション向上

研修は「やりっぱなし」にせず、職員の成長と組織のモチベーション向上につなげるため、以下の評価・支援体制を導入します。

(1) 定期面談（年２回）

館長が全職員と半期ごとに個人面談を行い、以下の３点について評価します。これにより、職員の意欲を高め、キャリア形成を支援します。

・業務の達成度・今後挑戦したい啓発事業・個人の成長や貢献度

(2) 最新啓発手法のフィードバック

佐賀県・他県の人権啓発機関が主催する研究大会等へ職員を積極的に派遣し、 会館運営へ反映する好循環をつくります。

(3) 具体的な研修（通年・週次・随時・外部研修）

① 通年研修（個人研修）
- 新聞・月刊誌・図書・ＤＶＤ等による人権･同和問題の継続的学習
- 啓発資料（書籍・ＤＶＤ等）の選定作業
- 啓発事業・資料の検討
- 管理・運営に関する協議

② 随時研修（関係団体との連携）
- 各団体との情報交換
- 館内の安全確認、設備点検、防犯・防火の保安確認

(4) 外部研修（関係団体主催研修会への参加）：資料供覧を通じて研修成果を共有します。

様式第２－４号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑤ 安全管理対策・体制について

「一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会　安全管理マニュアル」をもとに、以下の通り対応いたします。なお随時見直しを行い、更新していきます。

１．物的安全対策について

① 開館日 ・・・・ 通常勤務の中で、職員が施設の予防保全に努め、危険個所発見時には、早急に安全対策を取り、修復にあたります。また、震災・火災の時は自衛消防隊で対応にあたります。

② 閉館日 ・・・・ 災害（地震・台風など）、事故による被害がある場合、警備会社（委託）から緊急連絡（夜間）　（消防計画）により各職員に連絡、諸対応にあたります。

２．人的安全対策について

通常勤務の中で、職員が施設の予防保全に努め、危険箇所発見時には、早急にロープで囲み、コーンや危険箇所の表示を設置するなどの措置をとり、会館利用者の安全を確保するとともに、必要に応じて避難誘導をします。

また、不審者対策においても、１１９番通報を含め、人命の安全を第一に考えて対応し、館内通報ともに、職員が避難誘導にあたります。（※ 和多田派出所へ巡回を依頼）

会館利用者の不慮の事故等による医療補償等については、会館適用の保険に加入し、対応にあたります。

３．訓練の実施

佐賀県解放会館消防（防災）計画により、防火管理対策・自衛消防活動対策・震災対策・防災教育及び訓練対策を設け、消防署へ報告の上、年２回の訓練を実施します。

〈参考〉

防火対象物特例認定

（令和１０年１月１３日まで３年間。平成１５年１０月２８日より３年ごとに延長中。）

佐賀県解放会館は、消防機関に防火対象物特例認定申請をして検査を受け、一定期間継続して消防法令を遵守していると認められたため、防火対象物特例認定を受けています。この認定を受けると、その旨の標示を付することができるとともに、防火対象物定期点検報告（※印）の義務が３年間免除されます。

※　防火対象物定期点検報告（平成１５年１０月開始）

一定の防火対象物の管理について権限を有するものは、防火対象物点検資格者による防火管理上必要な業務等についての点検をふまえて、その結果について消防長又は消防署長に報告することが新たに義務づけられました。

様式第２－４号
団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑥　事故や災害時等の緊急時の対応体制について

「一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会　安全管理マニュアル」をもとに、以下の通り対応いたします。なお　随時見直しを行い、改善を図っていきます。

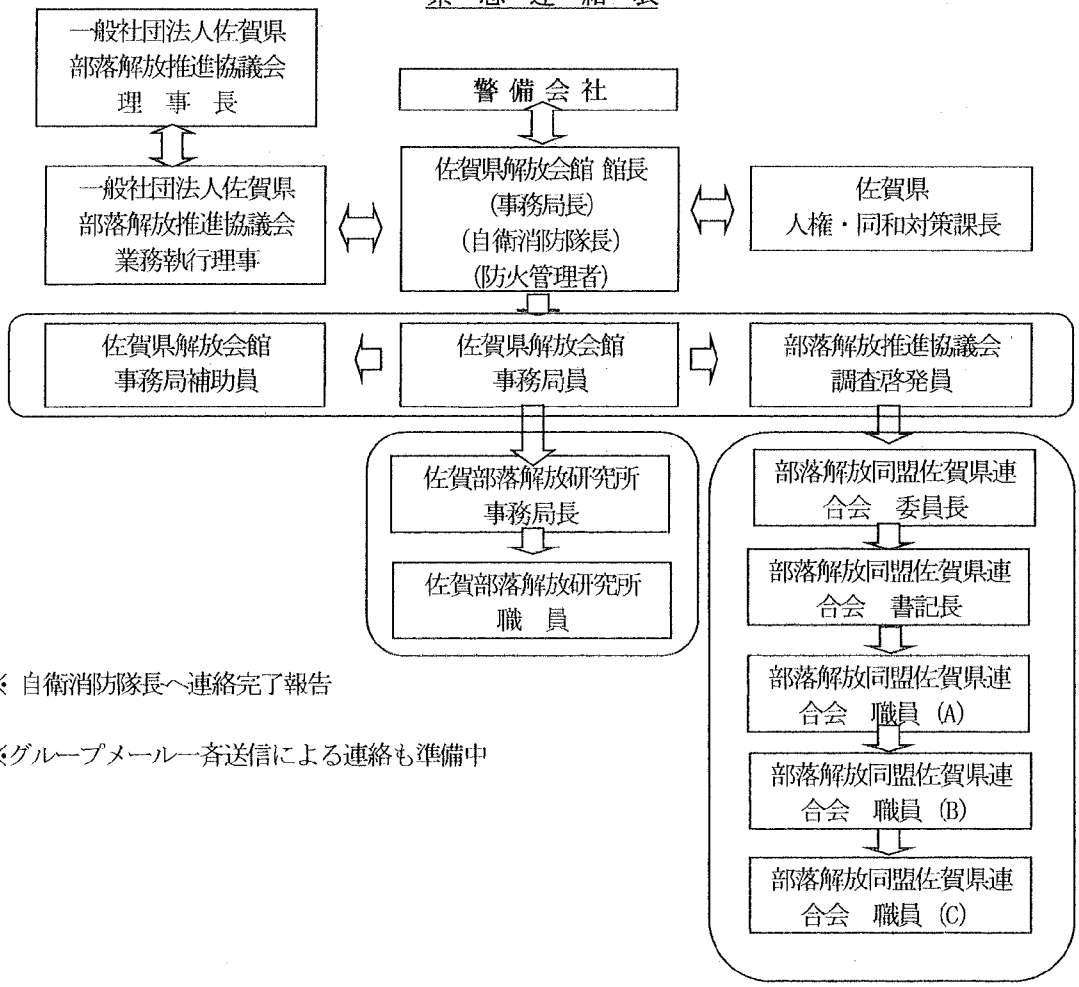
１．開館日の対応

佐賀県解放会館自衛消防隊（一般社団法人部落解放推進協議会職員：３名（事務補助員を除く）・部落解放同盟佐賀県連合会職員：５名・佐賀部落解放研究所職員：２名：計１０名で構成）で、隊長の指揮指導で、各班･係（副隊長・指揮係・通報連絡係・消火班・防護安全班・救護班・搬出班）の任務にあたり、被害拡大防止につとめます。

２．閉館日及び夜間の対応

閉館日及び夜間における侵入者等又は火災については、警備会社より、緊急連絡を受け取り後、関係者にメールにより連絡する。（佐賀県解放会館消防計画）必要に応じて、ただちに職員が駆けつけ、対応します。

緊　急　連　絡　表



※ 自衛消防隊長へ連絡完了報告

※グループメール一斉送信による連絡も準備中

様式第２－４号
団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑦　苦情等に対する対応について

本会館の県民サービス品質を継続的に向上させ、県民に寄り添った信頼される施設運営を実践するため、当団体は、利用者の「声」を単に受け取るだけでなく、確実な運営改善へと繋げる『双方向型のＰＤＣＡサイクル』により改善を図ります。

また、万が一の苦情やトラブルが発生した際、感情的なこじれを未然に防ぎ、佐賀県行政の信用を損なうことなく自律的かつ迅速に解決するための「苦情対応・危機管理体制」により対応します。

利用者からの苦情や要望に対しては、誠実かつ迅速に対応し、初期対応の遅れによる二次クレーム化を徹底的に防ぐため、以下の「苦情・クレーム対応フロー」に沿って対応します。

【苦情・クレーム対応フロー】

苦情・トラブルの発生（窓口・電話・Web 等）

↓

1．一次対応：現場スタッフ（発生から１５分以内）

・感情的に反論せず、まずは不快に思われた事実を真摯に傾聴。
・内容を即座に「苦情受付シート」に正確に記録（日時、お名前、内容等）。
・軽微なものはその場で解決し、事後速やかに館長へ報告。

↓

2．二次対応：館長への報告と組織対応（発生から３０分以内）

・重大な事案、または現場で解決困難なものは、発生から 30 分以内に必ず館長へ報告。
・館長指揮のもと事実関係を精査、責任の所在を明確にし、誠実な説明と具体的是正措置を利用者へ提示。

↓

3．佐賀県（主管課）への迅速な報告（原則２４時間以内、重大事案は即時）

・会館の信用に関わる重大な苦情、または行政の判断を仰ぐべき事案は、直ちに佐賀県人権・同和対策課等へ一報。
・事態の推移、対応方針について県とリアルタイムで共有・協議。

↓

4．記録の永年保存と再発防止（事案解決後）

・受け付けた全ての苦情は「苦情処理記録簿」に一元管理し、事務所内で永年保存。
・月例のスタッフ会議でケーススタディ（事例研究）として共有し、共有マニュアルの更新と指導を徹底。

様式第２－４号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑧　個人情報の保護について

１．基本方針（守秘義務と目的外利用の禁止）

本会館における業務において知り得た個人情報については、個人情報保護法・佐賀県個人情報保護条例を厳格に遵守し、以下の通り対応します。

- 終身の守秘義務
 全員に守秘義務誓約書を提出させ、退職後も効力が継続することを明記します。
- 目的外利用の禁止
 相談で得た情報は、相談者の同意または法令根拠がある場合を除き、一切の外部提供・流用を禁止します。

特に、人権・同和問題相談では、出自・家庭環境・差別被害などの「要配慮個人情報」を扱うため、相談者の安心を最優先とし、以下の通り安全管理を徹底します。

２．ハード・システム面の安全管理措置

(1) セキュリティ強化

- [redacted]

(2) 相談者の心理的安全性・プライバシー確保

- 相談者同士や一般利用者とのバッティング防止の動線設計。
- 完全予約制による時間管理の徹底。

(3) 紙媒体の厳格管理

- [redacted]

３．従事者への研修（ソフト面の安全管理）

情報漏洩の多くは人的要因に起因するため、全スタッフを対象に研修を実施します。個人情報保護・コンプライアンス研修（年２回）では、事例研究、フィッシング対策、差別情報の法的責任（条例等）を学び、組織全体のセキュリティ意識を常に更新します。

４．漏洩・事故発生時の「２４時間以内」緊急対応体制

(1)　初動対応（５分以内）：LAN遮断、書類確保、館長へ即時報告
(2)　館長による事態判定（１５分以内）：影響範囲・原因の初期調査
(3)　佐賀県主管課への第一報（３０分～１時間以内／最長２４時間以内）
(4)　相談者本人への通知・謝罪（県と協議の上）
(5)　事故報告書提出・再発防止策の実施

様式第２－４号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑨　情報公開について

１．目的

同和問題をはじめとする人権課題の解決・啓発を担う組織として、行政から委託事業を受託する立場として、 県民への説明責任の履行、運営の透明性・公正性の確保、社会的信頼の向上 を目的とします。

２．基本原則（佐賀県情報公開方針に準拠）

(1) 人権の尊重・保護
個人の尊厳・名誉・プライバシーを最優先し、差別の助長や権利侵害を防ぎます。

(2) 誠実で分かりやすい開示
理念、活動実績、財務状況、事業の成果を、誠実に公開します。

(3) 公正・客観性の確保
偏見や不当な圧力に左右されず、客観的事実に基づく正確な情報を発信します。

３．能動的公開（積極公開）する情報の範囲

法令上の開示義務に加え、県民が常時閲覧できるよう、以下の情報をＨＰで積極的に公開します。

(1) 法人概要
(2) 事業・財務情報
(3) 施設利用実績
(4) 啓発活動の実績等

４．非公開（不開示）とする情報の基準

以下の情報は、県民の権利保護および適正な運営のため、厳重に非公開とします。（※佐賀県情報公開条例の「不開示情報」に対応）

(1) 人権相談・プライバシーに関する情報
(2) 二次被害・差別助長のおそれがある情報
(3) 講師派遣・知的財産に関する情報
(4) 行政等との協議途上の情報
(5) 法人の正当な利益・秘密保持に関する情報

５．公開方法・掲載期間

(1) 公開方法
ＨＰに「一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会のページ」を設置し、常時閲覧可能とします。県が公開している情報についても、外部リンクから閲覧できるようにします。

(2) 掲載期間
原則過去５年分を掲載し、最新性が求められる情報については、随時更新します。

(3) 事務所での閲覧
法令に基づき、定款および直近５年分の決算書類は、事務所に備え置き、閲覧できるようにします。

当法人は、佐賀県情報公開方針を踏まえ、透明性・公正性の高い情報公開を徹底し、 県民から確固たる信頼を得る組織運営を継続していきます。

様式第２－４号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑩　同種施設の運営実績について

佐賀県解放会館の実績のみであり、同種の施設の運営実績については、該当ありません。

様式第２－４号

団体名 一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

４　事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

⑪　財務状況について

（１）　過去３年間の財務状況について

過去３年間の財務状況は、下表のとおりです。負債はありません。

年　度		令和５年度	令和６年度	令和７年度
総収入		19,738,971	19,776,341	19,708,338
内訳	委託料	19,166,000	19,177,000	19,173,000
	利用料収入	108,390	103,230	86,830
	その他収入	464,581	496,111	448,　508
総支出		18,922,231	19,117,994	19,480,374
当期損益		816,740	658,347	247,964
累積損益		5,201,102	5,859,449	6,107,413

（２）財務状況について

①　総収入について

総収入は、県からの委託料や利用料収入、その他の収入（館内２団体からの光熱費負担金収入等）からなり、若干の増減はありますが、大きくは変わりません。

②　総支出について

総支出は、給与改定による人件費や物価高騰、業務委託料の値上げ等により、年々増加しています。令和６年度は、195,763円の増（令和５年度比）、令和７年度は、362,380円の増（令和６年度比）となっており、増加率も年々大きくなっています。ＬＥＤ化による光熱費削減をはじめとして、コスト削減に向けて努力を重ねているところです。

③　当期損益について

当期損益は、年々減少している状況です。職員の雇用形態の変化や退職等による人件費の減少やコロナ渦における事業縮減により、繰越金が膨らむ時期もありました。

しかしながら、近年は年々減少し、令和７年度末は247,964円となっています。

④　累積損益について

累積損益（繰越金）は、年々増えていく傾向にあります。これは、繰越金を除いた県委託費の範囲内で適正に業務を執行し、マイナス決算にならないよう努めてきた成果です。しかし、その一方で県委託費を諸事情により使いきることができなかったということでもあります。その結果、令和７年度末の累積損益は、6,107,413円となりました。

新たな指定管理の５年間は、さらなる人件費や物価の高騰、施設の老朽化による修繕費の増大等により厳しい財政下での業務執行となることが予想されます。これまで以上に、コストの最適化を図りつつ、利用料収益等の自己財源を増やす工夫を模索しながら、財政の健全化に努めていかねばなりません。さらに、繰越金についても、必要に応じて計画的・効果的に活用していく必要があります。マイナス決算等も含め、あらゆる工夫を重ねながら、管理・運営、及び啓発に係る事業の充実を図り、設置目的の実現に向けて全力で取り組みます。

様式第３－１号

団　体　の　概　要

（令和８年８月現在）

団体名（ふりがな）	一般社団法人（いっぱんしゃだんほうじん）　佐賀県部落解放推進協議会（さがけんぶらくかいほうすいしんきょうぎかい）		
所在地	〒847-0011 佐賀県唐津市栄町２５８８番地１１	電話番号	（０９５５） ７４－７７６８
代表者（ふりがな）	理事長　平尾（ひらお）　健（たけし）	Ｆａｘ	（０９５５） ７４－７７６８
設立年月日	１９７９　年　１１　月　（昭和５４年１１月１日：法務局登記完了）		
沿　革	１、設立当時の加盟団体（会員）：１５団体 ２、現在の加盟団体（会員）：２４団体 ①佐賀県　②２０市町（県内全市町）　③部落解放同盟佐賀県連合会 ④佐賀県人権・同和教育研究協議会　⑤部落解放共闘佐賀県民会議 ３、設立当時の役員〔理事（理事長を含む）７名・監事２名〕 ４、現在の役員〔理事（理事長を含む）１０名・監事２名〕		
業務内容	(1)　佐賀県解放会館の管理受託に関すること。 (2)　部落問題についての啓発に関すること。 (3)　同和対策についての調査、研究に関すること。 (4)　その他目的を達成するために必要な事業。		
主な実績	１、佐賀県解放会館の管理受託 １９７９（昭和５４）年の開設に伴い、社団法人佐賀県部落解放推進協議会の発足 ２０１３（平成２５）年に一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会へ移行し、現在まで４７年間（２６年間の管理受託と２１年間の指定管理）会館の管理維持に努め、県、市町及び関係団体との緊密かつ適正な連携を図りながら業務遂行してきました。 ２、同和問題の早期解決への取り組み (1) 佐賀県解放会館を会場にして、県内市町行政職員並びに議員対象・一般県民対象の同和問題研修会等を開催。（県民対象研修会・集中講座・差別の現実に学ぶ研修会） (2) 佐賀県解放会館での同和問題啓発パネル展示等の啓発事業 (3) 市町や地区への出前講座の開催 (4) パンフレットやホームページによる啓発 （http://www.karatsucity.com/libs-saga/index.html）		

財政状況（過去３年間について記入してください）	年　度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	総収入	19,738,971	19,776,341	19,708,338
	総支出	18,922,231	19,117,994	19,480,374
	当期損益	816,740	658,347	247,964
	累積損益	5,201,102	5,859,449	6,107,413

連絡担当者	【氏名】事務局長 [redacted]　【所属】一般社団法人 【電話】０９５５－７４－７７６８　佐賀県部落解放推進協議会 【Email】libs.saga@vc1.people-i.ne.jp　【ＦＡＸ】０９５５－７４－７７６８	

様式第３－２号

誓　約　書

令和８年８月10日

佐賀県知事様

【法人、団体にあっては事務所所在地】

住　　所　　佐賀県唐津市栄町２５８８番地１１

【法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名】

(ふりがな)

氏　　名　一般社団法人 佐賀県部落解放推進協議会

理事長　　平尾　　健

生年月日　[redacted]

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2　1の（2）及び（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

<別紙①:様式2－3号 3－①>

利用料金改定、及び表示案（令和９年４月１日改定案）

１時間あたりの利用料金（円）		人権･同和問題に関する利用	それ以外の利用
大会議室	施設利用料金	900	1,800
	(冷暖房料金)	2,100	2,100
	施設+冷暖房料金	3,000	3,900
第１会議室 第２会議室	施設利用料金	550	1,100
	(冷暖房料金)	300	300
	施設+冷暖房料金	850	1,400
小会議室	施設利用料金	0	350
	(冷暖房料金)	200	200
	施設+冷暖房料金	200	550

※有料会議室の利用は平日の９時～１７時です。それ以外の日時を希望される場合は相談に応じます。

※学習室・相談室兼多目的室(現控室)は無料でご利用いただけます。（９時～１７時）

※小会議室（現相談室）は、人権･同和問題に関する利用は無料とします。

※人権･同和問題に係るミニ講座を受講いただくことで、人権･同和問題に関する利用と認めます。

令和8年度現在

①人権･同和問題に関する行事のための利用 （単位：円）

入場料金を徴収しない		9～12時	12～17時	9～17時	超過料金（１時間あたり）
大会議室	施設利用料金	2,570	4,110	5,650	1,020
	施設＋冷暖房料金	4,620	7,710	11,300	1,840
第1会議室 第2会議室	施設利用料金	1,540	2,570	3,600	660
	施設＋冷暖房料金	2,560	4,110	6,170	1,070
入場料金を徴収する		**9～12時**	**12～17時**	**9～17時**	**超過料金（１時間あたり）**
大会議室	施設利用料金	4,110	6,580	9,050	1,640
	施設＋冷暖房料金	6,160	10,180	14,700	2,460
第1会議室 第2会議室	施設利用料金	2,460	4,110	5,760	1,060
	施設＋冷暖房料金	3,480	5,650	8,330	1,470

②その他の行事のための利用 （単位：円）

入場料金を徴収しない		9～12時	12～17時	9～17時	超過料金（１時間あたり）
大会議室	施設利用料金	5,140	8,220	11,310	2,050
	施設＋冷暖房料金	7,190	11,820	16,960	2,870
第1会議室 第2会議室	施設利用料金	3,080	5,140	7,200	1,330
	施設＋冷暖房料金	4,100	6,680	9,770	1,740
入場料金を徴収する		**9～12時**	**12～17時**	**9～17時**	**超過料金（１時間あたり）**
大会議室	施設利用料金	8,220	13,160	18,100	3,290
	施設＋冷暖房料金	10,270	16,760	23,750	4,110
第1会議室 第2会議室	施設利用料金	4,930	8,220	11,520	2,130
	施設＋冷暖房料金	5,950	9,760	14,090	2,540

※設備器具利用料:プロジェクター･OHPなど（１日、1,020円）

※学習室･相談室は無料でご利用いただけます（９時～17時）

＜別紙②　様式第２－４号　４－⑧＞

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（特定個人情報、メールアドレスその他の佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号。以下「条例」という。）で定めるものをいう。以下同じ。））の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

２　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

２　乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第６　乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の外への持出の禁止）

第８　乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第９　乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

２　乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に

求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3　乙は、再委託先の第１項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4　乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第１０　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2　乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3　乙は、パソコン等に記録された第１項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4　乙は、第１項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

（事務従事者への周知及び指導監督）

第１１　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

（１）在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

（２）前号に違反した場合は条例上の罰則規定に基づき処罰される場合があること

（３）その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2　乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

（報告及び検査）

第１２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

（事故発生時の対応）

第１３　乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（指示）

第１４　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１５　甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

自主事業の提案書

一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会

自主事業については、下記のとおり実施することを提案します。(*は新規事業)

計画的に・効果的に取り組むことで、県民の同和問題に対する意識を高めつつ、会館設置目的の実現に向けて全力で取り組みます。

記

1．管理・運営に関する事業

事業名	事業の目的・概要	時期	人数
会議室等の貸出	・人権・同和問題に関する講演会・研修会・並びに会議、多様な学び・交流を生む諸活動等の場を提供します。	随時	2，000名
ニーズに応じた学びの環境整備	・気軽に立ち寄り、人権・同和問題にふれ、関心を高めることができる場（ホール）を提供します。 ・深く学ぶための書籍・資料・DVDが閲覧・視聴できる場を提供します。(学習室)	随時	
書籍・DVD等の貸出	・閲覧・視聴コーナーを設置し、関心を高めます。 ・人権・同和問題に関する書籍・資料・DVDを貸出し、その活用の仕方や研修会設定に向けての支援を行います。	随時	
ホームページ等による啓発・広報	・自主事業の研修会等を案内、及び内容を紹介します。 ・会議室利用案内・利用状況・利用者の声と改善状況等を発信します。 ・パンフレット・啓発グッズの配布により、人権・同和問題への関心を高めます。	随時	
「もっと近くに解放会館」事業＊	・会館の認知度を向上させ、学び・交流を広げる場として利用者の幅を広げます。 ・「ハートフル・デー　in りぶず」＊(年2回) 地域密着・参加型の啓発イベントとして実施します。 ・「りぶずで始めよう！〇〇」＊ 興味・関心を共有できる仲間として活動・交流する場を提供します。 ・長期休み子ども向けDVD上映会＊ 曜日・時間を決めて、DVD視聴コーナーを利用し開催催します。(例：令和8年度水曜日 10:00～11:00)	年2回 8月・12月 随時	400名

２．啓発に係る事業

事業名	事業の目的・概要	時期	人数
同和問題研修会	○県・市町との連携により、 ・県民、市町職員、県・市・町議員対象の主催講演会を解放会館を会場として開催します、（３回） ① 同和問題県民対象研修会 ② 差別の現実に学ぶ研修会 ③ 同和問題集中講座	7月 9月 １１月	２４０名 ２２０名 １８０名
出前講座	○市町との連携により、 ・市町講座（１４回）を計画的・効果的に開催します。 ・地区別研修講座（７回）を計画的に開催します。 ・幼児の心を豊かにする絵本等の読み語り活動＊を実施します。 ○地域との連携により ・園・学校、企業＊等からの求めに応じて、受託研修講座を実施します。	9月～12月 1月～2月 随時 随時	３８０名 ３８０名
啓発協力員研修	○市町との連携により ・地区別研修会の充実のための指導力向上研修会としての意味合いを強化します。 ・啓発協力員を「りぶず・パートナー」とし、市町における啓発推進に向けての交流の場とします。	１４名×３回	４２名
人権･同和問題に係るミニ講座	・一般利用者へ人権･同和問題に係るミニ講座＊を提供し、啓発の対象者を広げます。 （含ハートフル・映画上映会参加者・一般利用者）	随時	１，３００名
相談事業	・安心して相談できる環境を整え、人権･同和問題に係る相談へきめ細やかに対応します。県及び関係機関・諸団体と連携しながら、進めます。 ・人権･同和問題に係る研修や参考資料活用支援をします。	随時	
連携事業	○関係団体との連携により、 ・各種事業に取り組みます。 ・啓発映画上映会＊を開催します。（年２回）	８月・１２月	４００名
モニタリング	・ネット上の人権･同和問題に係るモニタリング＊に取り組みます。	随時	